

別添5 漁業集落防災機能強化事業

第1 事業内容

1 趣旨

漁業集落防災機能強化事業（以下「本事業」という）は、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るために、被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するものである。

2 事業の内容

本事業の内容は、第2に定める漁業集落において実施する次に掲げるものとする。

(1) 衛生関連施設

- (ア) 漁業集落排水施設整備・・・漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備又は改築並びに機能診断及び機能保全計画の策定
- (イ) 水産飲雑用水施設整備・・・船舶給水、漁獲物の洗浄、水産加工等を主体とする水産飲雑用水の供給に必要な施設の整備又は改築並びに機能診断及び機能保全計画の策定
- (ウ) 地域資源利活用基盤整備・・・地域資源を利活用して、漁業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備
- (エ) 用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地の整備

(2) 防災関連施設

- (ア) 漁業集落道整備・・・漁業活動、漁港の利用の増進及び防災安全の確保を図るために行う臨港道路等の漁港施設若しくは漁港関連道、又は環境改善施設（防災安全に資する施設に限る。）と集落内とを結ぶ道路の整備
- (イ) 防災安全施設整備・・・漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な施設の整備
- (ウ) 緑地・広場施設整備・・・快適にして潤いのある漁業集落の形成、その住民の健康増進及び防災安全の確保を図るために必要な施設の整備であり、集落内及び避難のために高台に設けられるもの。

- (エ) 土地利用高度化再編整備・・・集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るために行う土地の再編整理及び施設の整備、安全対策としての居住地や公共施設用地等の地盤の嵩上げや切盛土等による用地造成
- (オ) 用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備

3 事業メニュー

本事業の事業内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工 種	内 容
漁業集落防災機能強化事業	1	(1) 漁業集落排水施設整備	<p>(ア) 漁業集落排水施設整備は、補助分及び単独分で構成する。</p> <p>(イ) 補助分は、排水路及び排水管並びに付帯する処理施設を対象とするが、末端の排水路及び排水管等は受益個数2戸未満の部分は含まないものとする。また、処理施設の門、柵及び扉並びに個人の宅地内配管等は対象としない。</p> <p>(ウ) 単独分は、受益個数2戸未満の末端の排水路及び排水管等並びに処理施設の門、柵及び扉を対象とし、個人の宅地内配管等は含まないものとする。</p> <p>(エ) 漁業集落排水施設整備に当たっては、排水の水質等について適切な処理がなされるよう留意するものとする。</p> <p>(オ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後7年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。なお、事業期間は、おおむね3年間とする。</p> <p>(カ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。</p>
		(2) 水産飲雑用水	(ア) 対象とする施設は取水、導水、浄水、送水又は

	施設整備	<p>配水等取水から配水までの施設とするが、配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管等は含まないものとする。</p> <p>(イ) 水産飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に従って適切な水質を確保するよう留意するものとする。</p> <p>(ウ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後10年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。</p> <p>(エ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。</p>
	(3) 地域資源活用基盤施設整備	<p>対象とする施設は、漁村地域に存在する地域資源（海水・温水等の自然資源や水産物等の生産資源）を漁業集落道や漁業集落排水施設等の生活環境施設に供給又は利活用することにより、漁村の生活環境の効率的な改善を図るために必要な次の施設とする。</p> <p>(ア) 海水、温水等を活用した漁業集落道や防火用水等の公共施設の消雪施設</p> <p>(イ) 漁業集落排水処理施設から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する堆肥化施設</p>
	(4) 用地整備	<p>漁村環境の改善に必要な施設用地の整備であり、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、廃棄物処理施設、排水処理施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。</p>
2 防 災 関 連	(1) 漁業集落道整備	<p>(ア) 構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準に準拠するものとする。</p> <p>(イ) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。</p> <p>(ウ) 漁業集落道の事業基本計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道</p>

施		路担当部局と協議し調整を図るよう努めるものとする。
	(2) 防災安全施設整備	<p>(ア) 対象とする施設は、漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な土砂崩壊防止施設、浸水防護施設、排水施設、防風・防雪施設、水路防護施設、階段等の避難路、照明施設及び防火施設、安全情報伝達施設等とする。</p> <p>(イ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による防災安全施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。</p>
	(3) 緑地・広場施設整備	<p>(ア) 対象とする施設は、災害時において避難地となる緑地・広場施設（地域防災計画等に位置づけられるものであり、適正な所要面積の見積もりに基づくものに限る。）、快適にして潤いのある漁業集落の形成等を図るために必要な植栽、防災施設及びこれらに附帯する施設の整備とする。</p> <p>(イ) 全体計画面積は、2,500㎡以上（周辺の空地（災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられるものに限る。）と併せて2,500㎡以上となる場合については、1,000㎡以上）とする。ただし、津波からの避難路や避難タワー等と併せて津波避難地の整備を行う場合に限り、計画避難人数一人につき1㎡以上の面積を確保するための所要の面積を計画面積とする。</p>
	(4) 土地利用高度化再編整備	(ア) 集落の一定規模の区画において生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保に必要な用地の確保のための土地の再編整理

		<p>(イ) 集落の円滑な交通及び景観の改善を図るため、電線、電話線、水道管等を地下に收容するための施設の整備</p> <p>(ウ) 津波、高潮、地盤沈下等に対する高潮等の常襲地帯において集落の安全性を確保するための地盤の嵩上げ、切盛土による用地造成等（一部移転を含む）及びその跡地に水産関係や公共施設整備を行うための用地整備（地盤沈下に対応した用地の嵩上げ、排水対策を含み、適正な所要面積の見積もりに基づくものに限る）。</p>
	(5) 用地整備	<p>漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備であり、漁村環境の改善に必要な施設用地とは、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、防災安全施設、緑地・広場施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。</p>
	市町村等事業推進	<p>市町村が行う漁業集落防災機能強化事業に対する円滑な実施に関する道県の支援業務</p>

4 事業主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

第2 事業の対象

(1) 本事業の対象となる集落は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律122号）第2条第2項の規定に基づく復興特別区域に立地する漁業集落であり、次の要件に該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア 漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第1位の漁業集落であること。

イ 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下）の規模であることと

する。

ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が 50 人以上 5,000 人以下の規模の漁業集落であること。

- (ア) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に規定する離島振興対策実施地域
- (イ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）に規定する辺地を包括する市町村
- (ウ) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に規定する振興山村
- (エ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 12 年度から 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む。）を含む。）

ただし、今般の大震災により、広範な地域の漁業集落に甚大な被害が生じており、これらの早急な復旧・復興を図り、漁業者をはじめとする地域住民の生活の再建を図る必要があることから、第 1 の 2 の（2）の防災関連施設の整備を実施する場合であり、市町村が本事業の活用が適切と判断した場合には、ア、イの要件に該当しない漁業集落において本事業を実施することができる。

- (2) この事業の総事業費は 3,000 万円以上とする。

第 3 事業の実施等

1 事業計画書の提出

- (1) 本事業を実施する場合は、以下のとおり、事業計画書を作成し、水産庁長官に提出（別記参考様式別添 5 第 1 号）するものとする。

市町村長は、本事業を実施しようとする場合には、関係道県の知事と協議し、当該事業に係る事業計画を策定し、道県の知事に提出するものとする。道県の知事は当該事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。

2 事業計画書の様式

1 の事業計画書の様式は別記参考様式別添 5 第 2 号とする。なお、同一市町村において複数集落の事業を実施する場合には、複数集落分をまと

めて一つの事業計画書として作成することができる。

3 事業計画の変更

事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とし、その変更は1の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 地区の追加及び削除
- (2) 主要な工種の著しい変更

4 変更の手続き

事業計画書及び年度別事業計画書を変更しようとする場合には、1及び2の手に準じて行うものとする。

5 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成及び提出

1の(1)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成し、都道府県の知事は水産庁長官に提出（別記参考様式別添5第3号）すること。

(2) 年度別事業計画書の内容（別記参考様式別添5第4号）

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 計画内容
- イ 計画内容を示す図面及び写真
- ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

(3) 変更の手続き

3に基づき年度別事業計画書を変更する場合には、(1)及び(2)の手に準じて行うものとする。

第4 助成

1 国は、第2の5の年度別事業計画書の事業に要する経費について、予算の範囲内において事業主体に対して助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の(2)の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、貸借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の(3)に準じて算定した額を上限とする。

2 対象経費

(1) 工事費

- (ア) 本工事費
- (イ) 附帯工事費

- (ウ) 船舶及び機械器具費
- (エ) 測量及び試験費
- (オ) 用地及び補償費
- (2) 効果促進事業の実施に要する経費
- (3) 市町村等事業推進

第5 施設の管理、運営

事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第6 その他

- 1 「農山漁村高齢者対策の実施について」（平成8年5月10日付け8農産第2956号農林水産省農産園芸局長、農林水産省構造改善局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンが策定されている市町村において本事業における漁業集落環境整備を実施する場合には、同ビジョンに十分に配慮するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

(別記参考様式別添5第1号)

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県の知事

事業計画書の提出

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添5（漁業集落防災機能強化事業実施取扱）の第3の1の規定により、下記の実施地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 地区名： ○○地区

※別紙とは、東日本大震災復興交付金実施要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添5（漁業集落防災機能強化事業に係る運用）第3の2に規定する事業計画書（別記参考様式別添5第2号）

漁業集落防災機能強化事業計画書

都道府県名		地区名		所在地		事業主体		事業期間		
目的						事業構想到関する事項	1 漁業集落の復興計画			
	1 漁業集落の概況						2 地域水産業の復興方針			
	2 住民の意向（合意形成の状況）						3 関係漁港の復旧・復興の方針			
地区の現況に関する事項	3 その他特筆すべき事項					4 防災対策の基本的考え方				
	人 口			漁 家 状 況			そ の 他 地 域 に 関 す る 事 項			
		人口a	漁家人口b	漁家人口率c	総戸数f	漁家数g	g / f	漁家順位	制度上の地域等	漁業依存度（平成 年）
地区A	人	人	%	戸	戸		位	都市計画・離島・辺地・山村・農村振興地域・過疎・砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜崩壊危険区域・自然公園法適用区域	a漁業地区純生産額	
市町村B									b漁業生産額（含水産加工）	
A / B %									漁業生産順位	位
・事業概要						※ 位置図、計画平面図、その他説明に必要な写真を添付すること。				
事業種目		事業細目	数量	事業費(千円)	事業期間	整備方針等				
(1) 漁業集落道整備					～					
(2) 水産飲雑用水施設整備					～					
(3) 漁業集落排水施設整備					～					
(4) 防災安全施設整備					～					
(5) 緑地・広場整備					～					
(6) 土地利用高度化再編整理					～					
(7) 地域資源利活用基盤施設整備					～					
(8) 用地整備					～					
(9) 特認事業					～					

(別記参考様式別添5第3号)

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県の知事

年度別事業計画書の提出

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添5（漁港集落防災機能強化事業に係る運用）の第3の5の規定により、下記の実施地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 地区名： ○○地区

※別紙とは、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添5（漁業集落防災機能強化事業に係る取扱）第3の5に基づき作成する年度別事業計画書（別記参考様式別添5第4号）

(別記参考様式別添5第4号)

所管別	漁港名	事業主体	着工年度

平成 年度 東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）事業実施計画の内訳書

県名	
地区名	

(漁業集落防災機能強化事業)

単位：千円

工 種 種 目	全 体 計 画 (H ~ H)				平 成 年 度 実 施 額 (実施年度)				平 成 年 度 以 降 残 (翌年度以降)		備 考
	全 体 数 量	全 体 事 業 費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数 量	事 業 費	基本 国費率	交 付 金	数 量	事 業 費	
漁業集落防災機能強化事業											
	合 計										

備考

- 複数の漁港及び地区の整備を行う場合は、適宜行を追加し、各漁港及び各地区毎に記入する。
- 工種種目欄には、漁業集落防災機能強化事業にあつては「事業計画書（別記様式第2号）」の「2 計画内容」の事業種目欄の内容を記入すること。
- 全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
- 備考欄には、その施設施設が完了している場合、完了年度を記入すること。

<その他添付するもの>

- ◆計画内容を示す図面及び写真
- ◆その他事業の実施に当たって参考となる資料